

五月十七日

### 宿題委員会報告

出席者 有賀 長多野 小池  
大内 福次 甲田  
森庄 塚本 松原

前号で報告した如く宿題委員会では、本年度の共同課題を「宿題地改革の村落社会に及ぼした影響」とし、更にその重点を、農地委員会を中心に行き出されたコミニケーション・システムの分析、とくに晴期的に三段階にわけた農地委員会の動きにもとづいてそのシステムがどう変つて行つたかを見ることにした。五月十七日の宿題委員会は、経済学の小池基之、大内力、西氏を加えて行われ、概略以下の如き論議の進行をみた。

1. 前回の結論を補足するならば、改革に際するコミニケーションはホーム・オーナーがニゼーションを通じて入つてくるべきだが、農村ではそのままでなく、特有のインホーム・オーナーがニゼーションを通じている。農地改革が強い農政によつて村落社会に変動をもたらしたことは云々までもないが、その変動の因となる直轄の場は農地委員会である。この点から初期なるコミニケーションが農政に浸透していつたが、農政というプリズム

を構成するファクターは晴期的にどう変つて行つたか、それにもない、アリヤムを通じて、コミニケーションがどう曲折して行つたか、一応完了した後の勢力関係はどうなつてゐるか、それらが問題の焦点であつた。

2. しかしながら、本年秋の大会までに各人が夫々の調査に關連して、右の事項を調べることは、かなりの困難があり、かつ材料を集めるまで又振り下げの端を「地主」にうつしてはどうかという意見に傾き、とくに①農地改革についての地主の变化、②農地改革に対する地主の態度を中心課題とすることとなつた。

①については、地主経営の構造的分析が必要であり、又改革にあつて、取上げ相承等の脱法行為の如何、それと併せて財産税の処理の仕方等の問題となり、②については、改革に対する抵抗の仕方、その後の旧小作人との関係をみて行く。以上を総括すれば、改革時の地主の態度を、以前の地主の構造と結びつけ、分析し、更に今はどうしているかを考察する。このように見ることは、この地主の变化の上に指導者の交替が行われてゆき、それにともなう村落構造の变化をみる時口となるのであると考へられる。

3. 右の観点にしたがつて本年夏に各研究員によつて行われる各種の村落社会調査

進を行つたあつて、地主の变化と改革に際しての態度を、改革前の姿に關連して調べることに努力される様依頼し、大会において、共同課題の下にある程度統一ある論議が展開できる様にしたと考へる。(松原記)

以上の報告に關連して、大内氏は次の如く附記された。

小生は、問題を、①地主の類型と農地改革にたいする態度の差異、②農地改革後、このような差異が地主にどう影響を及ぼしているか、——という形で提出したい。ここで地主の類型というのは、大地主、小地主、耕作地主、不耕作地主、在村地主、不在地主などの區別に、旧農以来の旧家としての地主、昭和以後大きくなつた地主(そのうちには高利貸的地主と、労働型地主とがある)の區別も考へられる。こういう區別によつて同じ村でも、地主を類型化することができると思ふが、それがまた農地改革にたいする態度にも差をうんでゐるのではないかと、また農地改革後の彼等の地位にも変化を生ぜしめてゐるのではないかと、その点をうかがひたいわけである。(大内)